

青森県報

第六十号

令和元年
九月二十日
(金曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び例による旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(障害福祉課) ……五

○ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………

○ 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………

○ 建設業者の許可の取消し……………

○ 土地改良区の役員の退任……………

出先機関

（三八地域） ……六

（東青地域） ……六

（男女共同参画課） ……五

（会計管理課） ……五

告 示

青森県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社民友薬品	弘前市大字扇六町一丁目一の	居宅療養管理指導	弘前市大字扇六町一丁目一の	令和元・七・一
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃



青森県告示第三百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	株式会社民友薬品	名称	介護予防事業者		〃
			主たる事務所の所在地		
〃	〃	〃	介護予防事業の種類		〃
			介護予防療養管理指導		
〃	〃	名称	介護予防事業所		〃
			主たる事務所の所在地		
〃	〃	〃	指定年月日		〃
			令和元年七月一日		

青森県告示第三百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護支援事業者		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	
〃	居宅介護支援事業所		〃
	名称	所在地	

青森県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	須藤病院 域連携室	平川市柏木町藤山三七の五	令和元年八月一日
変更後	〃	〃	みらい会介護医療院 域連携室	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	居宅介護事業者		〃
					主たる事務所の所在地		
〃	〃	〃	〃	〃	居宅介護事業の種類		〃
					訪問看護		
〃	〃	〃	〃	〃	居宅介護事業所		〃
					主たる事務所の所在地		
〃	〃	〃	〃	〃	廃止年月日		〃
					平成二十六年三月三十一日		

青森県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	医療法人みらい会	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所在地	廃止年月日
〃	平川市柏木町藤山三七の五	〃	〃	介護予防訪問リハビリテーション	須藤病院	平川市柏木町藤山三七の五	令和元年・七・三
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	名 称	所在地	廃止年月日
医療法人みらい会	平川市柏木町藤山三七の五	〃	須藤病院	平川市柏木町藤山三七の五	平成一六・〇・三一	〃

青森県告示第三百十五号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三

年法律第七十二号）第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

須藤病院	名 称	所在地	施設の種類	廃止年月日
五	平川市柏木町藤山三七の	〃	介護療養型医療施設	令和元年・七・三

青森県告示第三百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	名 称	所在地	指定年月日
株式会社民友薬品	弘前市大字扇町一丁目一の	〃	居宅療養管理指導	みんゆう調剤薬局アルカディア店	弘前市大字扇町一丁目一の	〃	令和元年・七・一

〃
〃
介護予防 居宅療養 管理指導
〃
〃
〃

青森県告示第三百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による旧生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	廃 止 日
須藤病院	五 平川市柏木町藤山三七の	介護療養型医療施設	令和 元・七・三

青森県告示第三百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	令和 元・八・八
変更後		むつ市緑ヶ丘三五の二	

青森県告示第三百二十二号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種 別	名 称	発 行 者 (製 者) 名	該 当 条 項
二三八四	書籍	Cherri+ 雑誌〇四三二一〇九 二千十九年九月号	株式会社新書館	第十二条第一 項第一号
二三八五		恋愛白書バステル 雑誌一九六二五一一〇 二千十九年十月号	株式会社宙出版	
二三八六		Loxse Nightht 負け女子と美しき野獣のふしだらな夜 ISBN九七八一四一八〇一九一 六七〇〇一七	株式会社竹書房	

青森県告示第三百二十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住 所	名 称	売りさばき場所	変更年月日
変更前	十和田市西十二番町六の一	十和田市職員生活協同組合	十和田市西十二番町六の一	令和元年・九月二十
変更後	十和田市西十二番町一一の七	変更なし	十和田市西十二番町一一の七	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 A U R A | G r e e n E n e r g y 株式会社
- 二 代表者の氏名 川越幸夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市第二問屋町二丁目一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一〇〇八〇八号
- 五 取消年月日 令和元年九月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年九月三日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、八戸平原土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年九月二十日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員の内任の区別	氏 名	住 所	内任の年月日
理 事	小沢 勝	三戸郡階上町大字鳥屋部字長峰七	令和元・八月三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------